

事業計画書

河内長野市長 島田智明様

所在地 大阪府河内長野市喜多町663番1
名称 社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会
代表者 会長 溝端秀幸

1. 業務の名称 河内長野市立福祉センター 錦溪苑 管理運営業務

2. 業務の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3. 業務実施の方針

河内長野市立福祉センター「錦溪苑」(以下「センター」という。)は、市内の60歳以上の高齢者および障がい者、母子家庭の親子(以下「利用者」という。)が利用の対象となる施設であることから、利用者に対して、各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としている。

その目的を達成するため、地域においても誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が継続できるよう、自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現するという理念を持ち、かつ市民の平など利用を確保しながら指定管理者として管理運営を行う。

4. 業務実施予定

(1) 管理業務

- ・ 清掃業務
- ・ 消防設備保守点検業務
- ・ 機械警備業務
- ・ 空調機器保守点検業務
- ・ 昇降機保守点検業務
- ・ 自動扉保守管理業務
- ・ 電気設備保安管理業務
- ・ ヘルストロン保守点検業務
- ・ マイクロバス送迎委託業務
- ・ ボイラ煤煙測定検査業務
- ・ ボイラ定期点検整備業務
- ・ 受水槽清掃業務
- ・ 貯水槽清掃業務
- ・ 水質管理分析業務（大腸菌・レジオネラ菌などの感染症対策）
- ・ 温浴設備保守管理業務
- ・ 医療健康相談業務
- ・ 植木剪定業務

(2) 運営事業 別添1（市立福祉センター「キタバ錦溪苑」事業計画書）のとおり

相談事業の実施

福祉センター受付カウンターにおいて利用者からの相談に随時対応する。また、専門性や緊急性の高い相談内容については、本会のCSWや専門機関に繋ぐなど、利用者が安心して相談できる体制を取り適切な援助、指導を行う。

健康増進事業

①医療健康相談の実施（「福祉なんでも相談」事業と共催）

毎月（第2水曜日）に医師による健康相談を実施し適切な援助、指導を行う。

②血圧測定の実施

月に2回（第2・第4金曜日）に看護師による血圧測定を実施適切な援助、指導を行う。また、自動血圧測定器を常時設置し、利用者の日々の健康管理に寄与する。

③機能回復・維持運動教室（健康運動教室）の実施傷病や負傷などにより心身機能が低下している人の機能回復と維持を図るため健康運動教室を実施する。

期間：前期4月～9月・後期10月～3月（年2回募集）

④ロコモ体操の実施

月に4回（金曜日）キタバ薬局が行うロコモ体操教室と連携し、高齢者の健康維持・増進を図る。

⑤スカイウェル（ヘルストロン）医療機器を設置し、利用者の健康維持および現代人の多くが抱える「肩こり」「頭痛」「慢性便秘」「不眠症」の緩和に寄与する。

⑥マッサージチェアの設置

高齢者などがかかえる肩こりの解消を促すとともに、利用者のリラクゼーション（緊張を緩め、精神的平衡を取り戻すこと。くつろぎ、息抜きなどをいう。）に寄与する。

⑦その他、カケオケ機器、ビリヤード、バンパー、囲碁・将棋台を設置し声を出すことや体を動かすこと、考えることで健康の増進および介護予防に寄与する。

教養講座の実施

①おりがみ教室

期 間：8月（2回）

②ビーズ教室

期 間：2月（2回）

③フラダンス教室

期 間：10月～12月（10回）

④センタークラブの登録および育成、適切な援助、指導を行うとともに、新規利用者に対しクラブを紹介し加入を促し、教養の向上、生きがいづくりを図る。

老人クラブに対する援助など

①老人クラブ連合会の事業に対して援助を行う。

②単位老人クラブに対し、貸室などの利用促進を図るとともに送迎バスの運行を行い利用の利便性を図る。

センター利用者の利便性を図る措置

①送迎バスの定期運行

利用者の利便性を図るため、利用者のニーズに応じた見直しを行うとともに、市内全域に送迎バスを定期運行する。

②地域貢献活動として、地域福祉センター「キタバあやたホール」および「くすのかホール」、障がい者福祉センター「あかみね」、市役所への運行を行う。

アンケート調査の実施

①事業開催毎にアンケート調査を実施し、利用者のニーズに応じた事業を展開する。

②利用者に対し、年に1度、センターの管理運営を含めたアンケートを実施し、利用者のニーズに反映した管理運営が実施されているかなどの検証を行うとともに、以後の管理運営の適正化およびサービスの向上を図る。

運営委員会の開催

①センター運営委員会を開催し、地域住民および利用者からのニーズ収集を行うとともに、地域に開かれた施設となるべく努める。

避難訓練の実施

①避難訓練を年2回、河内長野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の自衛消防隊とセンター利用者との合同で開催し、火災や災害など緊急時に利用者が安全に避難できるよう備えるとともに社協職員と利用者との信頼関係の構築を図る。

避難所の開設および平時の備え

①災害発生時や自主避難時に、行政の要請に応じ避難所を開設し、避難者の受け入

れを行い市民の安全安心に寄与する。

- ②社協の被災地支援活動の経験を活かし、避難所としての平時の備えを行う。
- ③感染症などにも対応した指定避難所兼指定福祉避難所の設置運営マニュアル（以下、「避難所運営マニュアル」という。）を策定し、避難所運営マニュアルを活用した、「防災・避難訓練」や研修会を実施し、災害など緊急時に即応可能な体制を行政と連携し構築する。

(3) 自主事業 別紙1（市立福祉センター「キタバ錦溪苑」事業計画書）のとおり

情報の提供

- ①より多くの市民にセンターを利用していただくために、福祉センターからの情報などを掲載した広報誌「キタバ錦溪苑だより」を年6回発行し、福祉センターの利用者やセンタークラブ員に配布するとともに、公民館など市内の公共施設24ヶ所に設置し情報提供を行う。
- ②センターのホームページを適宜更新し、広く市民にセンターの事業内容を掲載し広報啓発活動に努める。

福祉なんでも相談の実施

- ①寄せられる様々な相談に対応するべく、「福祉なんでも相談」を行い、CSW（社会福祉士、精神保健福祉士）やケアマネジャー、介護福祉士と連携して専門相談に応じる。

生きがいつくりおよび世代間交流の促進

- ①囲碁・将棋大会の開催（年1回）
- ②カラオケ発表会の開催（年1回）
- ③センターまつりを開催し、センタークラブの日頃の成果を発表する場として、作品の展示及び発表を行うとともに、自主クラブの活動促進を図る。また、各種団体と連携し模擬店などを行う。（年1回）
- ④ロビーコンサートの開催（年2回）

防犯に関する周知啓発活動

- ①高齢者などを狙った詐欺について周知啓発する。（河内長野警察）

講演会や講座などの開催

- ①スマートホン教室および困ったことはありませんか相談会の開催
- ②終活セミナーの開催

一人暮らし高齢者の集いについて

- ①特にひとり暮らしの高齢者などが自宅から出ることで介護予防や居場所づくりに繋がるよう、外出のきっかけとなるような集いの場を提供する。

5. 管理運営体制

(1) 職員配置

- ・ 所長（館長） 1名：管理職
- ・ 看護師 1名
- ・ 事務職員 3名

(2) 研修計画・個人情報保護

- ・ 大阪府社会福祉協議会主催の管理職研修を受講
- ・ 大阪府社会福祉協議会主催の中堅職員研修を受講
- ・ 人権研修会に参加
- ・ 感染症・食中毒予防対策研修会を受講
- ・ 安全運転管理者講習会を受講
- ・ 災害時要援護者支援研修会を受講
- ・ コンプライアンス（個人情報保護を含む）の周知徹底を図る教育

(3) 緊急時対応

別紙2（河内長野市社会福祉協議会災害など緊急時初動マニュアル）のとおり

別紙3（河内長野市社会福祉協議会自衛消防組織図）のとおり

6. 本業務に係る収入及び支出の予算

(1) 別添4（市立福祉センター管理運営費予算書）のとおり

7. 成果目標

(1) 施設のサービス向上を図るため、以下の内容の目標を設定する。

- ①利用者の健康づくりため新たな健康増進事業の実施
- ②利用者が社会参加活動を促進するための相談会を開催(毎月1回)
- ③相談支援の認知度の向上(認知度38%以上、利用者アンケートの実施)